

『都道府県労働局のあっせん』にご参加ください。

都道府県労働局による「あっせん」は、解雇や職場トラブルなどによる労働紛争について、簡易・迅速に解決するための制度です。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」第5条に基づき、個別労働関係紛争の当事者からの申請に基づいて行われる任意の制度であり、参加が強制されるものではありませんが、当事者にとって多くのメリットがあります。

「あっせん」には以下のようなメリットがあります。

1. 費用はかかりません（無料）

あっせん あっせんは無料です。あっせんでの合意により、裁判等で必要となる費用を負担することなく、労働紛争を解決することができます。

訴訟 訴訟等では、訴訟費用や代理人の費用等の金銭的な負担がかかる場合があります。

2. 迅速に解決します

あっせん 原則として、あっせんの開催は1回のみで、1日（数時間程度）で終わります（当事者の要望に応じ、検討のための時間を取る場合もあります）。

訴訟 訴訟等では、判決が得られるまでに一定の時間を要する場合があります。

3. 手続は簡単です

あっせん 原則として、あっせん当日は、委員から尋ねられたことについて口頭で答えていただければ結構です（場合によっては、労働紛争に関係する資料等の提出をお願いすることもあります）。

訴訟 通常の訴訟では、書面の作成・提出や、その裏付けとなる証拠の収集・提出等も必要となる場合が多いです。

4. 非公開です。

あっせん あっせんの内容や当事者の名前は一切公開されず、秘密が守られます。また、あっせんの合意文書の中に、双方の当事者が紛争の内容やあっせんの合意内容を口外することを禁止する旨を盛り込むことができます。

訴訟 訴訟は、公開の法廷で行われることが基本です。

「あっせん」のその他の特長や、手続の流れは裏面をご覧ください。



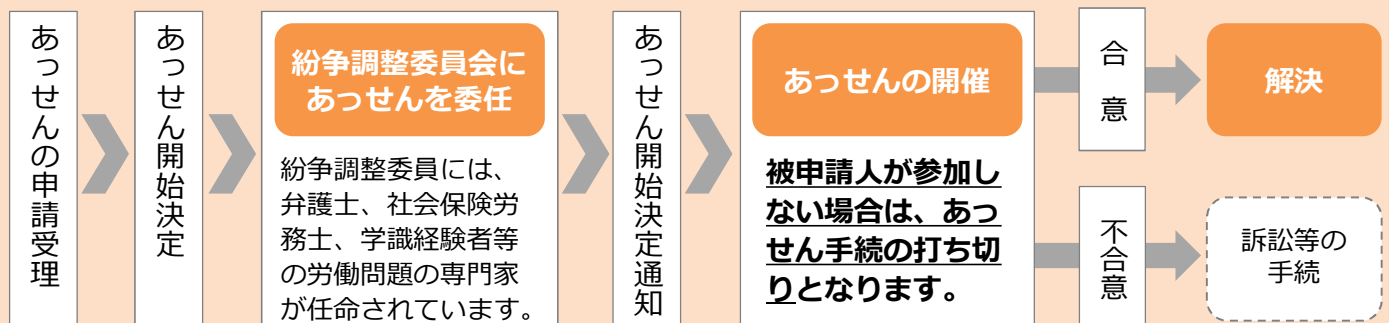
中立・公正な第三者があっせんを行います

- ✓ あっせんは労働局の職員が直接行うものではなく、弁護士、社会保険労務士、学識経験者等の労働問題の専門家（原則1名）が、中立・公正な第三者として労使双方の主張を伺った上で調整するものです。また、当事者双方の合意の形成による解決を図るものであり、当事者の意に反した内容への合意を強制されることはありません。

あっせんのその他の特長

- ✓ 原則として、あっせんでは双方を同じ場に立ち合わせず、個別に意見をお伺いします。
- ✓ 解決の合意に至った場合には、委員が合意文書を作成し、当事者双方が署名押印して合意が成立することになり、民法上の和解契約と同じ効果が発生します。
- ✓ 合意文書には「合意文書に定めるほか、何ら債権債務がないこと」「合意後は、互いの誹謗中傷は行わないこと」などを盛り込むこともできます。

あっせん手続の流れ



合意文書の例

合意文書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が甲を退職するに当たり、次のとおり合意した。

- 1 甲と乙は、甲乙間の雇用契約を平成〇年〇月〇日限り解約とする。
- 2 甲は、乙に対し、乙の退職に係る紛争の解決金として、金〇〇万円を、乙の指定する〇〇銀行口座に〇年〇月〇日までに振り込むことにより、支払うものとする。
- 3 甲と乙の間には、本件紛争に関し、本合意文書に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 甲と乙は、本件紛争の内容及び合意の内容について、正当な理由なく口外しないことを相互に確認する。

〇年〇月〇日

甲 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

乙 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇
〇〇〇〇 印

「あっせん開始決定通知書」を受け取られた皆さまへ

あっせんは、安価・簡易・迅速に労働紛争を解決することができる制度です。労働紛争が訴訟手続に移行した場合、一定の費用がかかるほか、事務手続や解決までに相当程度の期間を要する場合があります。

労働紛争の簡易・迅速な解決に向けて、あっせんに参加されることをお勧めします。